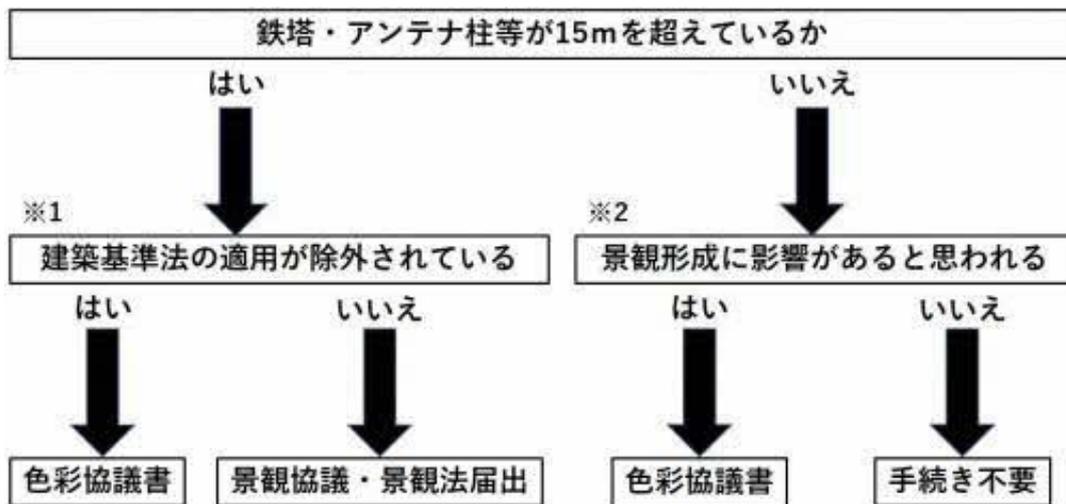


## 鉄塔・アンテナ柱等の設置に関する景観手続きについて

### 色彩協議を要するアンテナ柱等

次のいずれかの鉄塔・アンテナ柱等について建築行為等を行う際には、事前に色彩協議書を提出してください。ただし、景観条例に基づく協議及び景観法に基づく届出を要するものを除きます。

- 1 高さが15メートルを超える鉄塔やアンテナ柱等
- 2 景観形成に影響があると思われる鉄塔やアンテナ柱等



※1 建築基準法の適用が除外されているもの：「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用」の鉄塔等

※2 景観形成に影響があると思われるもの：「コンクリートや金属の素地のまま着色しないもの、または色相5YRから5Y、明度4から8.5、彩度1以下で着色するもの」以外の鉄塔・アンテナ柱等